



環境大臣 望月 義夫 様

指定廃棄物の長期管理施設の選定作業に関する緊急要望
平成 27 年 5 月 18 日

市原市長 佐久間隆義



「指定廃棄物」は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、国が処理することとされている。

また、「指定廃棄物の処理に向けた基本的な考え方について」（平成 24 年 1 月 20 日通知）において、国は、既存の廃棄物処理施設での処分ができない場合には、地元関係者の理解を得ながら、新たな廃棄物処理施設の立地場所を確保した上で、当該施設を建設することを検討しなければならないとしている。

このような中、本年 4 月 24 日、小里環境副大臣は、千葉県及び千葉市を訪れ、指定廃棄物の長期管理施設の詳細調査候補地として、「千葉市中央区の東京電力㈱千葉火力発電所敷地の一部を選定した」ことを提示した。

本件は、自治体や住民においては、生活環境における安全・安心の確保について深く懸念するところである。

特に当該地は、市原市の市街地や臨海部に立地している企業に非常に近いことから、行政区域を単位とした対応ではなく、住民の憂慮に対して、以下のとおり、対応を図らねばならない。

なお、市原市議会から、市原市長を通じて、別添のとおり貴職に対して丁寧な対応を求める趣旨の要望書が全会派の総意として提出されていることを申し添える。

- (1) 千葉市中央区の東京電力㈱千葉火力発電所敷地の一部を指定廃棄物の長期管理施設に向けた詳細調査候補地としたことについて、千葉市と同様の丁寧な対応をすること。
- (2) 上記(1)を踏まえ、市原市及び市原市議会に対し、候補地の選定経過や今後の計画について説明すること。
- (3) 上記(1)(2)を踏まえ、市原市民に対して説明会を開催し、住民の意見を十分に聴くこと。

以上